

令和3年第3回福岡市議会（6月定例会）一般質問

私は、自由民主党福岡市議団を代表して、

「福岡市主催の胃がん検診事業におけるバリウム誤えん事故について」

「コミュニティパーク事業の見直しについて」

「本市の農業振興について」

以上3点について、質問をさせていただきます。

はじめに、「**福岡市主催の胃がん検診事業におけるバリウム誤えん事故について**」

お尋ねいたします。

令和2年9月定例会で質問致しました、「市主催によるがん検診での事故対応について」、再度質問をさせていただきます。

バリウム誤嚥事故については、再三保健福祉局に事実確認の調査を申し入れてきましたが、応えてもらえませんでした。

しかし、9月定例会で質問したことにより、「肺にバリウム後遺症」の見出しで新聞報道され、がん検診の受託業者である「旧福岡県すこやか健康事業団（以下「事業団」といいます）」の理事長の目に留まり、再発防止の取り組みが始まりました。

事業団において、第三者も入った検証が行われると聞き及んでいます。事業団理事長の英断には感謝しますが、事業団内部の検証であり、再発防止に主眼が置かれて

いるようで、ご家族の方が望まれている調査が実施されるかはわかりません。ご家族の方は、事故の真相と事故発生後の対応の検証を福岡市に強く求められています。胃がん検診の主催者として、福岡市にはしっかり事故調査に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、誤嚥事故が発生した平成 27 年 8 月 5 日当日の様子を保健福祉局が作成した経緯報告書から振り返ってみたいと思います。

10 時 5 分頃

透視撮影のため、発泡剤 5 g とバリウム 2 0 cc を飲む。

続けてバリウム 1 3 0 cc を飲む。

透視撮影開始。

誤嚥確認のため、気管分岐部を透視したところ、両下肺野(りょうかはいや)全般にバリウムが貯留していたため、検査を中止。

待合室のソファで誤嚥したバリウムを排出させるため、タッピング・ハフティングを行う。

10 時 15 分

健診に従事している内科医師による診察。

医療機関受診を指示。

10 時 30 分

N 公民館をタクシーで出発。

A 医院で診察を受けるが、肺に入ったバリウムがあまりにも多く、ここでは処置できないとのこと。F 病院を紹介される。

11 時 20 分

タクシーで F 病院へ向かう。

11 時 30 分

F 病院到着。

11 時 40 分

診察開始。この段階で誤嚥から 1 時間 15 分以上経過しています。

肺の洗浄を予定していたが実施されず。高熱が発生しており、そのまま入院。

以上が、誤嚥事故発生当日の経緯です。

御家族の方は、上述した経緯について、疑問を持たれ、保健福祉局と事業団（以下「保健福祉局等」といいます。）に質問をされています。

しかし、保健福祉局等からの回答は、御家族からの質問に真摯に答えるというスタンスは一切感じられず、質問に正面から答えてもらうことはありませんでした。

令和 2 年 9 月定例会で私の質問に対し、保健福祉局長から「福岡市といたしましても、委託元として当該受診者や御家族からの質問について事業団に調査、報告を

求め、医療的、法的な側面も含む問題点や疑問点に対しご説明を重ねるなどの対応を行ってきた」との答弁がありました。独自の調査や事実確認をすることもなく、事業団からの報告を説明されるのみでした。

それでは、誤嚥事故当日の疑問点を述べたいと思います。

第1に、バリウムを誤嚥した時に異変があったのではないかという疑問です。

経緯報告書に、「飲む速度は遅かったが、むせる等の症状はなかった。」とのコメントが付されていますが、多量のバリウムを誤嚥しているのに、「むせることはなかった」とは、不自然でとても信じがたいことです。

介助スタッフが立ち会っているのに本当に異変はなかったのでしょうか。

第2に、透視撮影で両下肺野(りょうかはいや)全般に多量のバリウムが貯留していることをレントゲン技師が確認しています。異常事態です。多量のバリウムが肺に流入している重篤な状態なのになぜ、救急車を要請しなかったのでしょうか。

第3に、内科医師が診察を行い、病院移送の指示がだされていますが、レントゲン技師から多量のバリウムが肺に貯留していることは、伝えられていたのでしょうか。

現状を正確に把握していれば、内科医師は、救急車を要請したのではないのでしょうか。

第4に、医療機関受診手配をされる際、肺に多量のバリウムが流入している重篤な状態であることを説明されたのでしょうか。誤嚥発生から肺洗浄ができる病院に到着するまで1時間25分も経過しています。症状が正確に伝えられていれば、短時間で処置可能な病院に到着したはずです。また、救急車を要請するよう言われた可能性も高いと思われます。

以上が疑問点ですが、事業団は、示談の提案の中で3つの主張をなされています。

1つ目が、バリウム誤嚥は、K様ご自身で飲まれた結果によるもので、当事業団に過失はなかったと考えています。

2つ目が、誤嚥発覚直後の内科医師診察では、重篤な身体症状等の所見はなく、救急車による搬送の必要性はなかったと考えております。

3つ目が、F病院での肺洗浄中止については、ご家族より、「主治医から、機器が故障する可能性あるとの事で中止となった。」との報告を受けており、医療機関の判断であって当事業団が関与できるものではありません。

この主張にも矛盾点があります。

「重篤な身体症状等の所見はなく」とありますが、多量のバリウムが肺に流入しているわけですから、時間の経過とともに症状が悪化してくるはずで、医師がそういうことも予見できないのでしょうか。

保健福祉局は、誤嚥事故後の事業団の対応について、大きな瑕疵はなかったと主張されていますが、レントゲン技師、内科医師、看護師等の専門知識を有した方々は予見できなかったのでしょうか。

また、3つ目の主治医からの報告は、バリウムが固形化しており、医療機器での洗浄ができなかったことを言われたものです。時間の経過によってバリウムが固形化したことが要因なのに事業団に過失はないのでしょうか。

検診医の経験がある博多区の医師も「バリウムを使った胃がん検診は本来危険が高く固まるので、肺に入ったら迅速な対応が必要。救急搬送をしなかった判断について詳しく検証する必要がある」と誤嚥事故が掲載された新聞記事の中で指摘しています。

誤嚥事故で亡くなられた家族の方は、「胃がん検診での事故がこれ以上起こらないよう、真相を徹底的に調べてほしい」と言われています。

事故の未然防止を図るためにも、当該誤嚥事故の検証は極めて重要と思います。

また、福岡市には胃がん検診事業の主催者として、その責務もあると思います。

【問1】

そこで、「胃がん検診事業が決められた手順を遵守して履行されていたか」、また、「誤嚥事故発生後の対応は適切だったか」、福岡市主導で調査・検証を行うべきと考えますが、荒瀬副市長の見解を伺います。

次に、「**コミュニティパーク事業の見直しについて**」お尋ねいたします。

都市公園は、景観に潤いを与えるとともに、市民に対し、憩い、レクリエーション、スポーツ、地域コミュニティ形成、地域の防災拠点など、貴重な都市空間を提供する重要な社会基盤であると言われてしています。

特に身近な公園である街区公園等は、地域住民の憩いの場・交流の場として、また、地域行事の実践の場として普段から目にするところです。

そういった身近な公園を対象にした「コミュニティパーク事業（以下「パーク事業」といいます。）」は、地域コミュニティの活性化に大いに寄与するものと期待しているところですが、反面、パーク事業を自治会等で運営していくことが出来るかどうかとの不安があります。

1つ目には、地域活動の担い手不足という地域の実情です。

パーク事業を紹介した「福岡市ホームページ」にも、「公園愛護会などの担い手不足」、「地域活動に参加する人の減少」、「地域活動の担い手不足・固定化」、「見守り・支え合い機能の低下」といった自治会等が抱えている課題の記載があります。

2 つ目には、パーク事業の運営に関わる人についてです。

当然、無償ボランティアですし、公園の維持管理等に携わるのはこれが初めてという
ような人ばかりだと思います。

地域主体がパーク事業のキーワードになっていますが、地域ボランティアが自己の裁
量で責任を持って従事するような活動は、経験豊富なボランティア以外は困難と思わ
れます。地域によっては、適材なボランティアが確保できるかもしれませんが、そのような
ボランティアがいることは、稀有なことであると自覚すべきです。

それでは、パーク事業の課題を具体的に指摘したいと思います。

まず、パークハウスの管理人配置についてです。

パーク事業の Q&A によると、「パークハウスは、利用者の多い土日や放課後を含め
て週 5 日程度は開所するべき」とあります。

現在の地域共通の問題は、地域活動の担い手不足やその担い手が高齢化・固定
化していることです。

既にパークハウスを設置している自治会の方に伺いましたが、「今は何とか自分たちで
やれるが、高齢者ばかりなので病気等で動けなくなったらどうしようと不安になる。」と
言われます。

また、「パークハウスの開所ができなくなれば、パークハウスを解体撤去しなければなら
ない。自治会から多額の資金を投じているのに、全てが無駄になってしまう。」との声も
聴きました。

地域活動を持続させるためには、無理をさせないこと、地域に過大な負担をかけないことと考えます。

【問 1 -①】

パークハウスの開所日を弾力的に設定することはできないのでしょうか。

次に、運営委員会が行う管理活動の中に、地域ボランティアでやるには困難と思われるものがあることです。

「利用上の注意・指導」、「協定、地域ルール違反指導」を運営委員会が行うようになっていますが、自治会等のほとんどの方が、「若者や大人に対して、注意・指導するなんて怖くてできない」と言われています。パーク事業の手引きの中に指導のやり方等が紹介されていますが、なかなかできるものではありません。

マナー注意等がきっかけで口論になる、暴力事件になるということは、よく聞きますし、事件につながりかねません。

【問 1 -②】

運営委員会に公園利用上の注意・指導を義務付けるのではなく、今まで同様、公園利用上の注意や地域ルールを掲示し、周知することではだめなのでしょうか。

以上、地域の方が最も気になっていると思われる問題点を二つ述べさせていただきますが、どうお考えでしょうか。住宅都市局の見解を伺います。

次に、「**本市の農業振興について**」お尋ねいたします。

昨今、テレビの番組ではグルメに関したものが多く取り上げられていますようにグルメ社会真ただ中です。まさに飽食の時代ですが、AC ジャパンのキャンペーンにありますように、わが国ではおにぎりに換算すると毎日約 1 億個が破棄されているそうです。大変な食品ロスです。このことから我が国には食物があふれているように感じますが、そのほとんどは輸入に頼っているのです。食料自給率は僅か 38%程でしかありません。因みにドイツの自給率は 95%だそうです。福岡では江戸時代、享保の大飢饉で博多町民の 3 割以上が亡くなったと記録にあります。飢饉は遠い昔の出来事ではありません、忘れてしまった方も多いのではと思いますが、今から約 30 年前に平成の米騒動がありました。平成 5 年、日本は日照不足と冷夏によって大凶作に見舞われコメをタイやアメリカから緊急輸入しその場をしのいだ苦い経験があります。世界の人口は増え続けています、加えて気候変動などで世界的規模の凶作がおこれば食料事情はひっ迫し現在のコロナ禍以上の混乱が予想されます。世論調査では国民の 8 割以上が自給率 38%の実態を知らないとのこと。もっと農業に関心を持ってもらい他国に頼らない農作物の自給に努めていかなければならないところですが、

農林水産省によると令和元年の農家数は 1 1 3 万戸で 1 0 年前の平成 2 2 年の半分に減少したとのこと。そのなかでも減少が著しいのは第二種兼業農家で 6 割も減少し 5 8 万戸になったそうです。このように全国的に農家の減少が進んでいる状況

では農業の担い手を確保し農家戸数の減少を食い止め、農地をこれ以上減らさないことが重要と考えられます。

そこで、

【問 1 -①】

本市の農家戸数、うち専業農家、兼業農家の戸数とその割合、従事者の平均年齢を 10 年前の平成 22 年と直近の数値を比較してお示ください。

【問 1 -②】

農業の担い手の確保は農業所得をどのようにして上げるかが課題です。本市でも農業所得の向上を目標にしていますが

直近の農業所得の数値とその算出方法、また、その数値を本市はどのように捉えているのかお尋ねします。

【問 1 -③】

また農業のけん引役としての JA の役割は大きいものがあると思います。

その JA との情報交換と事業の連携は不可欠と思いますが、現在どのような取組みが行われているのかお尋ねします。

【問 1 -④】

次に、現在の福岡市農林業総合計画（平成 29 年度～令和 3 年度）において、これまで重点的に取り組んでこられたことの進捗状況をお尋ねします。

【問 1 -⑤】

本市農業の強みを伸ばし課題を克服することが重要ですが、本市農業の強みと課題はどのようなものか。どのように取り組まれるのかご所見をお伺いします。

以上で、1 問目を終わり、2 問目以降は発言者席にて行います。

<回答骨子>

■福岡市主催の胃がん検診事業におけるバリウム誤えん事故について

【問 1】（保健福祉局）（副市長答弁のみ）

■コミュニティパーク事業の見直しについて

【問 1-①】（住宅都市局）

- ・都市公園法において、公園施設とは都市公園の効用を全うするために設けるものとされている。
- ・パークハウスは地域がつくる、魅力的な公園づくりと地域コミュニティの活性化を目的とした公園施設で、誰もがいつでも自由に使え、デッキを設けるなどして公園と一体的に活用する施設である。
- ・運営方法については、その主旨を踏まえた上で、実施協定の締結の際に地域とも十分協議し設定していく。

【問 1-②】（住宅都市局）

- ・公園利用上のルールについては、地域で適切な運用ができるよう地域で定めることとしている。
- ・利用者への注意・指導といった運営に際しては、運営委員会にとって過度の負担にならないよう取り組まれるものであると考える。

■本市の農業振興について

【問 1-①】（農林水産局）

- ・平成 22 年と令和元年の数値の比較

農家戸数、うち専業農家戸数、兼業農家戸数とその割合（福岡市農林水産統計書）

	平成 22 年	令和元年	
農家戸数	2,566 戸	2,005 戸	21.9%減少
専業農家戸数	478 戸	476 戸	横ばいで推移

兼業農家戸数（自給的農家含む）	2,088 戸	1,529 戸	26.8%減少
農家戸数に対する兼業農家戸数割合	81.4%	76.3%	やや減少
農家の経営主の平均年齢（J A福岡市が実施した調査結果）			
	平成 22 年度 69.2 歳	令和元年度 72.1 歳	2.9 歳上昇

【問 1-②】（農林水産局）

- ・ J A福岡市が毎年 8 月に行う組合員への農家実態調査とあわせて所得調査を実施。各農家が品目毎に記入した売上金額に、J A福岡市が作成した品目毎の標準的な所得率を乗じて算出し農家の所得とした。農家の所得の傾向を示す数字として活用
- ・ 専業農家の平均所得は、平成 26 年が 294 万 5 千円、令和元年が速報値で 330 万 8 千円、5 年間で約 36 万円増加した。目標値 350 万円を達成できるよう引き続き各施策を進める

【問 1-③】（農林水産局）

- ・ J Aをはじめ、県、農業委員会等の関係機関と連携し、農業経営の安定化や生産性の向上、求人農家とアルバイト求職者のマッチング、農業研修、米の生産調整による経営所得安定対策など様々な事業で一緒に取り組んでいる

【問 1-④】（農林水産局）

- ・ 現計画の実現に向け、5 年後の目標として 23 項目を設定。この目標 23 項目のうち、令和 2 年度末時点で、既に目標に達したものが 7 項目、初期値より増加・向上したものが 8 項目あるが、まだ目標設定時の初期値を下回る項目が 8 つあるため、今後も、目標すべての項目が達成できるよう、引き続き施策を進めていく

【問 1-⑤】（農林水産局）

- ・ 本市農業の強みは、都市と農業の距離が近く、人口が 160 万人を超える大消費地を抱えているとともに、都市の特徴として流通・観光・サービス業など第 3 次産業が集積していること、また、都市で働きながら農業を営む兼業も可能なことなどと考える
- ・ 課題は、地理的条件や農地の形状から規模拡大が図りづらいこと
- ・ 本市では小規模な農地で高収益が期待でき、新鮮な農産物が届けられる施設園芸を中心とした都市型農業を推進

それでは、2 問目にまいります。

まずは、「**福岡市主催の胃がん検診事業におけるバリウム誤えん事故について**」

お尋ねします。

バリウム誤嚥事故に対する福岡市の責務についてですが、

保健福祉局は、「本件事故につきましては、市と業務委託契約を結んだ事業団が実施した検診において発生しており、法的には、事故の当事者である事業団が、事故に係る対応を行うべき」との判断をされております。

胃がん検診事業の主催者である福岡市が当該事故に関与しなくていいはずはないと思い、その根拠を保健福祉局に再度尋ねました。

保健福祉局は、当該業務委託契約が民法第 656 条の準委任契約に該当するものとし、「準委任契約においては、受任者が自己の裁量で事務を処理するという独立性を有しており、自己の裁量で処理した事務については、受任者が責任を負うもの」との回答で、事業団が全ての責任を負い、市に責任はないとの判断です。

本当に市に責任はないのでしょうか。

準委任契約に限らず、業務委託契約は、仕事を依頼する側に指揮命令権は発生しません。そのため、契約書、仕様書等に委任事務の詳細を記述し、委任事務が円滑に履行できるようにしています。また、契約書の条文には、「協議」項目があり、業務委託契約書に記載がない事項については、双方で協議して定めることになっています。

業務委託された事務処理を、受任者が自己の裁量で行うことは、当然のことであり、善管注意義務に違反しない限り、責任を問われることはないのではないのでしょうか。

誤嚥事故で亡くなられた家族の方は、「福岡市が主催するがん検診だったので、安心感があり、受診を継続していた」と言われています。

【問2】

胃がん検診は、福岡市の主催事業ですが、責任は全て受託業者である事業団にあり、福岡市には何の責任もないのでしょうか。

荒瀬副市長の見解を伺います。

次に、「**コミュニティパーク事業の見直しについて**」お尋ねいたします。

まず、ある文書をご紹介します。

「自治会、町内会サークル活動、ボランティア活動と年間を通して行事活動が多く、公民館に使用が重なり、利用困難なことが多々あります。

町内会役員、又、町民の集まりの場、話し合いの場所、又、子供からお年寄りまで老若男女の積極的な集まりの場所、高齢者の元気な居場所づくりにも活用できます。

最大限考慮していただきまして、A 町内会のコミュニティ活動の拠点として使用、利用させていただきたく、町民の皆様の署名を添えて嘆願致します。」

これは、旧老人いこいの家を校区のコミュニティ活動の拠点の場にと使用を求める嘆願書の冒頭の言葉です。

公民館と老人いこいの家の合築が進んでいますが、集会所施設はまだ不足しています。地域で建設費を負担してでも、集会所を確保したいとの思いが地域にあります。

公園内に集会所建設ができないかと行政に相談すると、このパーク事業が紹介され、パークハウス建設の協議になります。休養施設のニーズが高い公園であれば、デッキで

公園と一体となったパークハウス建設で良いと思いますが、集会所建設を望んでいる自治会が大半と思われます。

【問 2】

地域の声に応え、パーク事業の公園施設に、是非地域集会所の追加をお願いします。

また、標準的な街区公園で 65 m²～100 m²程度の地域集会所が建設できるよう建蔽率の緩和検討もお願いします。

公園を維持管理するための用具保管場所や作業時の詰め所等も必要です。

住宅都市局の見解を伺います。

次に、「**本市の農業振興について**」お尋ねいたします。

農家戸数の減少の食い止めには農家の所得向上が最も重要と申しました。

答弁では令和元年の専業農家の平均所得が330万8千円で目標を350万円に近づけたいとありました。平均値が300万円代とすると200万円代もしかすると100万円代の農家の方もおられるということです。専業農家でこの数値だと家族だけではなく本人だけでも生活が難しいと思われる数値ですが、

【問 2-①】

本市が目標値を350万円にしている根拠をお尋ねします。

専業農家でこのような低い数値だと若い方に新規就農をととても進めることができませ
ん、

【問2-②】

新規就農を決心するにはある程度の所得の確証が無いと難しいのではないかと考
えますが、ご所見をお尋ねします。

農業従事者の高齢化による後継者不足解消対策とともに耕作放棄地に直結する
兼業農家の農業離れを無くす施策が急がれるところです。

私が住んでいる早良区南部の中山間地域も農家のほとんどが兼業農家です。私も
兼業農家の一人です。2反の田圃と1反の畑のいわゆる3反百姓です。我が家には
60年前までは山間に1町歩近くの棚田がありましたが、耕作機械が入らないことや
採算が合わないことで何百年も続いたと思われる棚田も今では杉林に変わってしまいま
した。周辺の農家もほとんどが同じような3反百姓の兼業農家です。しかもその兼業農
家のほとんどが60歳以上で80才以上の方も多く頑張っておられます。農地は狭あ
いで農業収入は見込めませんが先祖伝来の田畑を荒らすのは申しわけない、自分がし
なければ他にするものがないといったところから、農業を続けてきた人は少なくありませ
ん。近年、高齢化により親世代が引退を余儀なくされる中、子世代は農業経験が少な
く、しかも採算が取れないことから農業に魅力を感じられず農業離れに拍車がかかって

おり、市街化調整区域でも耕作放棄地が目立つようになりました。一度荒れた農地は元に戻すのに多くのコストと年月がかかります。

そこでお尋ねします。

【問 2-③】

本市としては兼業農家の実態をどのように把握し、今後どのようにになると想定しておられるのでしょうか。

また、

【問 2-④】

兼業農家の後継者対策や耕作放棄地をなくす対策はどのように取り組んでおられるのでしょうか。また、現状を踏まえ今後どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

先日、市街化調整地区の耕作放棄地を利用し、高齢者のリハビリに農業を活用する有料高齢者施設の建設計画の相談を頂きました。超高齢化社会を迎える中で、農業活動は元気な高齢者の活躍の場だけではなく、認知症など介護を要する高齢者のリハビリや生きがいの場としてニーズが高まっているとのこと。厚生労働省や農林水産省では、障がい者や生活困窮者の農業分野での就労や、高齢者の健康・生きがい作りへの活用に支援策が講じられ、各自治体で取り組みが始まっているようです。

【問 2-⑤】

本市でも農福連携に取り組んでいると聞きますが、本市の現況と今後の取組についてお尋ねします。

近年、SDG s が浸透していく中、食料の安定供給やCO₂削減などによる地球環境へ配慮した農作物（生産や原料・資材の由来、栽培・製造のプロセス）への関心が国内外で高まっています。国においても「みどりの食料システム戦略」という、これからの日本の農業をどうしていくかについて、30年を見据えた長期ビジョンが5月に発表されました。その中で、国は、2050年までに、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指す農業戦略を打ち出しています。今後の都市農業を推進していくうえで、本市としての重要施策として取組むべきだと考えられます。

本市においても有機農業への戦略が急がれるのではないのでしょうか。有機栽培は手がかかりますが、市民が求める食の安全・安心という大きな付加価値が付くことから、生産者の所得向上につながると考えられます。将来を見据えて本市としても有機農業を推進すべきだと思いますが、

【問2-⑥】

有機農業について本市は現在どのような支援をしているのかについてお尋ねします。

また、

【問2-⑦】

農業所得向上のためにも有機農業により農産物の付加価値を高める取組みに力を入れていくべきではないかと考えるがご所見をお尋ねします。

【問2-⑧】

農業での省力化、人手の確保や負担の軽減をすすめるうえでロボット、AI,IOT など最先端技術を活用したスマート農業の普及と支援を行うべきだと思いますが現在どのように取り組んでおられるのかお尋ねします。

以上で、2 問目を終わります。

<回答骨子>

■福岡市主催の胃がん検診事業におけるバリウム誤えん事故について

【問2】(保健福祉局) (副市長答弁のみ)

■コミュニティパーク事業の見直しについて

【問2】(住宅都市局)

- ・設置者が専用で利用する集会所については、国において「都市公園が一般公衆の自由な利用に供する目的をもって設置される公共施設であることに鑑みれば、通常は都市公園の効用を全うするとは言い難い」とする見解があることなどから、公園内への設置は認めていない。
- ・都市公園に設置できる建築物の建ぺい率については、都市公園法を参酌して、福岡市公園条例で定めており、一般利用が可能な集会所や用具保管場所、詰所等管理施設の建築面積は、公園トイレ等の既存施設と合わせて公園面積の2%までとなっている。
- ・そのため、都市公園における地域が設置する集会所については、都市公園の効用を全うするため、一般開放を前提に、誰もが自由に利用できる公平性が担保された運営が必要であり、慎重な判断が必要と考えているが、今後、国の動向を注視するとともに、他都市の事例を調査していく。

■本市の農業振興について

【問2-①】(農林水産局)

- ・国が平成25年とりまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を参考として、本市では専業農家の平均所得を10年で1.5倍程度にすることを目指した。計画期間が5年であるため、5年後の目標値を350万円と設定

【問2-②】(農林水産局)

- ・担い手の減少、高齢化など依然として厳しい状況にある。この担い手の課題を解決し、魅力ある農業とするためにも、所得を向上させ、若い人たちが働きたいと思える仕事としていくことが重要と認識
- ・農業所得の向上を現計画の目標として設定するとともに、国の農業次世代人材投資事業を活用し、新規就農後最大5年間は一定額補助するなど新規就農者の支援に取り組んでいる

【問2-③】（農林水産局）

- ・自給的農家を含む兼業農家のうち、「第2種兼業農家」及び「自給的農家」の兼業農家全体に占める割合が、令和元年で91.7%とそのほとんどを占める（福岡市農林水産統計書）
- ・福岡市の兼業農家の特徴は、都市と農地が近いため、兼業従事者も多いと認識するが、農地は、都心部に近く平坦なところばかりではなく、中山間地域の農地のように耕作環境として比較的厳しいところも多いので、そのような農地の維持は、代々受け継いできた兼業農家の使命感に依るところが大きいと考える
- ・兼業農家戸数については、これまで減少傾向にあり、福岡市でも今後も減少することが想定されることから、中山間地域の農業を引き続き支えていくことが必要と認識

【問2-④】（農林水産局）

- ・後継者対策については、新規就農スタートアップ支援事業において、退職等を機に営農を始める場合、就農から5年以内の農業者を対象に農業機械の導入や施設整備の支援を行っており、トラクター導入やビニールハウス設置などに係る費用の一部を補助
- ・耕作放棄地対策については、農地の貸し手と借り手のマッチングを行うとともに、再生事業に取り組んでいる
- ・今後、農業者のニーズを踏まえ、継続的に営農ができるよう担い手を支援し、耕作放棄地の解消に向けてさらに事業を充実させていく

【問2-⑤】（農林水産局）

- ・令和2年度に農家と障がい福祉サービス事業所とのマッチングを行い、西区農家において、障がいのある方が収穫等の業務に従事された。今後は、引き続き、農家と福祉事業所等とのマッチングに取り組むとともに、福祉事業所を対象とした農業研修を行うなど、障がいのある方などがさらに農業分野で活躍できるよう、関係機関と連携し支援を行う

【問2-⑥】（農林水産局）

- ・本市では、有機農業やレンゲ・堆肥を利用した自然環境の保全に効果の高い営農活動を推進する環境保全型農業直接支払交付金事業などに取り組んでいる

【問2-⑦】（農林水産局）

- ・有機農業は農産物の付加価値を高めることに繋がると考えるが、農産物に「有機」と表示するには、有機JAS認証が必要

- ・有機JAS認証の取得は、取得要件や経費、費用対効果などのハードルが高いことから、まずは、安全安心な農産物の提供や、環境にやさしい農業に取り組む農家を支援することで、有機農業への機運の高まりにつなげていきたい

【問2-⑧】（農林水産局）

- ・令和元年度より、生産者・JA・大学・事業者と連携して、AI・IoT等を活用したスマート農業の普及に向けた取組みを開始。産地の現状やニーズの把握、課題の整理を行い、課題解決に繋がる実証実験を支援。実証実験では、イチゴやバラ農家において生産性の向上を検証。結果、イチゴ7農家で機器の導入が進められている。スマート農業推進は重要施策であり、引き続き生産技術の改善・向上を図るとともに新たなテクノロジーの導入も進める

それでは、3問目にまいります。

まずは、「**福岡市主催の胃がん検診事業におけるバリウム誤えん事故について**」

お尋ねします。

事業団による再発防止の取組み決定後の保健福祉局と事業団の対応について、令和2年9月議会の誤嚥事故質問を契機に事業団で再発防止の取組みを行うことになり、保健福祉局と事業団はご家族宅を訪問し、説明がなされております。

しかしながら、令和2年11月18日付の保健福祉局健康増進課長名の文書で、質問に対する回答と称し、当該事故について事業団に大きな瑕疵はなかったと判断している旨回答されています。

事業団で今後調査が進められる事件なのに、この段階で瑕疵はないと主張されるのは、なぜなのでしょう。結論ありきの調査なのかと怒りが沸き上がります。

【問3】

当該回答文書については、撤回すべきと考えますが、荒瀬副市長の所見をうかがいます。

健康を願って受ける健康診断で命を失くしたり、寿命を縮めたりすることは絶対にあってはならないことです。

一日も早く事故の原因を究明していただき、二度とこのような事故が起こらないように、そして、市民の皆様が安心して、納得して受診できるよう万全の対策を取っていただきますことを強く要望しておきます。

次に、「**コミュニティパーク事業の見直しについて**」です。

「自治協議会や自治会・町内会などでは、活動への負担感が大きいことなどから、新たな担い手が生まれず、役員が高齢化・固定化している。」との課題設定の基、共創のまちづくり推進検討委員会においても、持続可能な地域コミュニティの実現に向け「共創」の取り組みが推進されています。

住宅都市局には、パーク事業の普及に力を注いでいただき、多くの自治会がパーク事業に参加し、パークハウス等の公園施設立地が進むことを期待しています。

そのためには、地域の担い手不足等地域課題を踏まえた、パーク事業制度の緩和見直しを行い、持続可能なパーク事業に見直すことが不可欠です。

【問3】（要望）

パーク事業制度が多くの自治会等に根付き、地域活性化と公園活性化が実現することを願い、所要の見直しについて強く要望しておきます。

次に、「**本市の農業振興について**」お尋ねいたします。

先ほど、兼業農家の状況や各施策についてご答弁いただきましたが、今のままでは離農者を食い止めることは難しいと感じます。

本市の農家の7割が兼業農家、その兼業農家は何らかの施策を行わなければ離農者が増加の一途を辿り歯止めがききません。兼業農家の農地は狭いいため大型機械の利用が難しいことから専業農家は農地があっても敬遠します。その結果耕作放棄地が増えることで農地が激減します。

【問3】

兼業農家対策はスピード感を持って手を打っていただかないと取り返しがきかない所まで来ています。具体的な答弁は難しいとお察し申し上げますがご所見をお伺いします。

現総合計画では耕作放棄地対策としてキクイモを例とし「耕作放棄地に適した作物の研究を進め、手間がかからず栽培できる機能性作物の栽培を振興する」とありますが、今後はもっと踏み込んだ施策として研究や栽培にとどめずに、加工などの付加価値化までの支援を要望致します。

有機農業については有機JAS認証の取得や栽培に多くの手がかかることから普及にはかなりの手間と時間を要すると思われます。有機栽培の難しさの一つは作物に虫の食った痕があったり形がイビツなど規格外が多いため廃棄せざるを得ないことです。規格

外や獲れすぎた農作物は今まで廃棄されていましたが、数年前からこのような農産物を乾燥しパウダー状にする機械を導入し新たな商品として出荷し、農作物を無駄にすることなく収益に繋げている事例もあります。このように機能性作物や有機農作物など消費者のニーズの高い作物に加工し付加価値を付けることはさらに農業収益の増収につながると考えられます。農作物の生産に利用される機械だけではなく、農作物を加工し付加価値を付けるための機械導入についてもご支援いただけるよう要望いたします。

執行部では本市の農業に夢が持てる画期的な施策の腹案を沢山持っておられることと思います。福岡市の農林業の将来の指針である「福岡市農林業総合計画」について現在審議中ということで具体的な方針をお答えしづらかったとお察しますが、農業の危機的状況下において農家の皆さんが意欲と希望が持てるような取り組みを進めていただくことを期待しております。農業はただ単に農産物を生産し食生活を豊かにするだけでなく、昔から地域コミュニティを形成維持するものであり地域の歴史や文化を創り出し引き継いで行く地域の基幹産業でもあります。このことから農業問題は農家だけの問題ではなく市民のみなさんにも深くかかわる問題でもあります。また農業に市民のみなさんが関わられるようにするのも重要だと考えます。来期の「福岡市農林業総合計画」が現在の農業の諸問題を解決し危機を打破し農家だけではなく市民のみなさんにも夢と希望が持て新たな時代に対応できる農業施策を福岡市から発信すべく十分な熱意と時間をもってご検討いただきますことを切望いたしまして私の質問を終わります。

■福岡市主催の胃がん検診事業におけるバリウム誤えん事故について

【問3】(保健福祉局)(副市長答弁のみ)

■コミュニティパーク事業の見直しについて

【問3】(住宅都市局)

※要望

■本市の農業振興について

【問3】(農林水産局)

- ・ 専業農家戸数はこの10年維持しているが、兼業農家は、直近10年で26.8%減少し、市としても喫緊の課題と認識
- ・ 農業者が減り農地が放置されると、耕作放棄地の増加につながる。耕作放棄地が増えると農地が有する多面的機能が失われ、地域コミュニティにも悪影響を及ぼすと考える
- ・ 現在、兼業農家を含めた農業後継者対策として各種施策を実施しているが、今後どうすべきかについて、現在、次期計画を学識経験者等で構成する農林業振興審議会で審議する中で検討しており、その結果をふまえ、スピード感をもって対処していきたい

※質問文 10,831字/300字 約36分